

全国高齢者医療主管課（部）長及び国民健康保険主管課（部）長
並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料

平成29年1月12日（木）

政策統括官（統計・情報政策担当）情報化担当参事官室

社会保障・税番号制度の 導入について

社会保障・税番号制度の開始に当たって

- 社会保障・税番号制度の導入により、地方公共団体において生活保護、児童手当、介護保険といった社会保障分野の事務に個人番号の利用が開始されています。
- 番号制度の開始に当たっては、番号の確認等の新たな事務が生じますが、制度導入により、同一の住民の方の情報を適切に管理することができようになり、また、情報連携開始後は、各種給付事務などに必要な、他の機関の保有する情報を、オンラインで共有することが可能になる等の効果が期待されていますので、制度が円滑に運用されるよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- なお、各制度の詳細な事務の取扱いについては、一昨年来、所管部局から事務連絡等を発出していますので、そちらもあわせて御確認の上、ご対応のほどよろしくお願いいたします。また、本年7月の情報連携開始に向け、引き続き、着実に準備を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。



社会保障分野における制度導入の効果

○ 社会保障分野における番号制度導入により、例えば以下の効果が期待されます。

① 同一住民の情報の効率的な検索・管理 【28年1月～】

② 住民票・所得証明書等の添付書類の省略 【29年7月以降～】

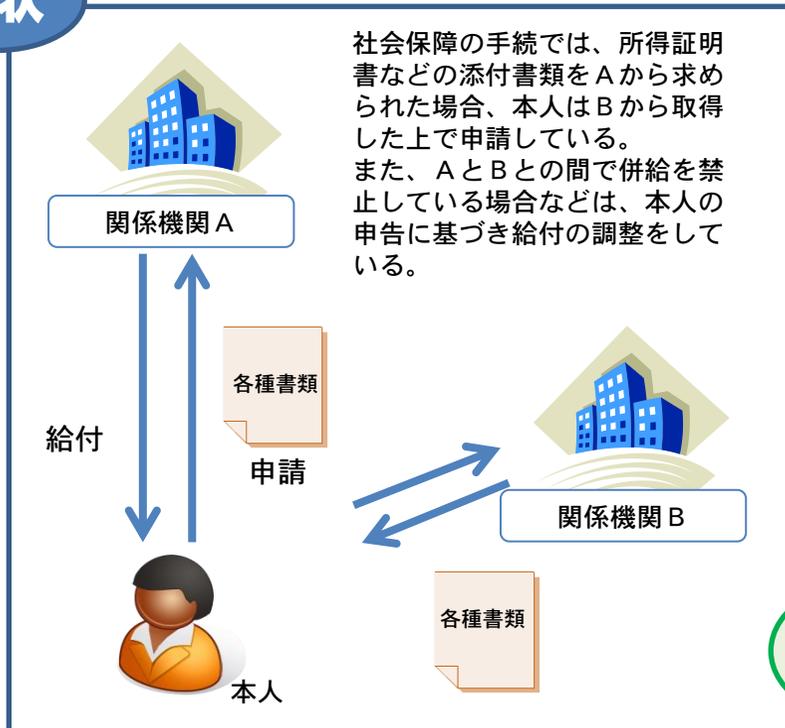
⇒ 児童扶養手当の支給申請の際に、所得状況を証明する書類等の添付書類の省略が可能となる。

③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上 【29年7月以降～】

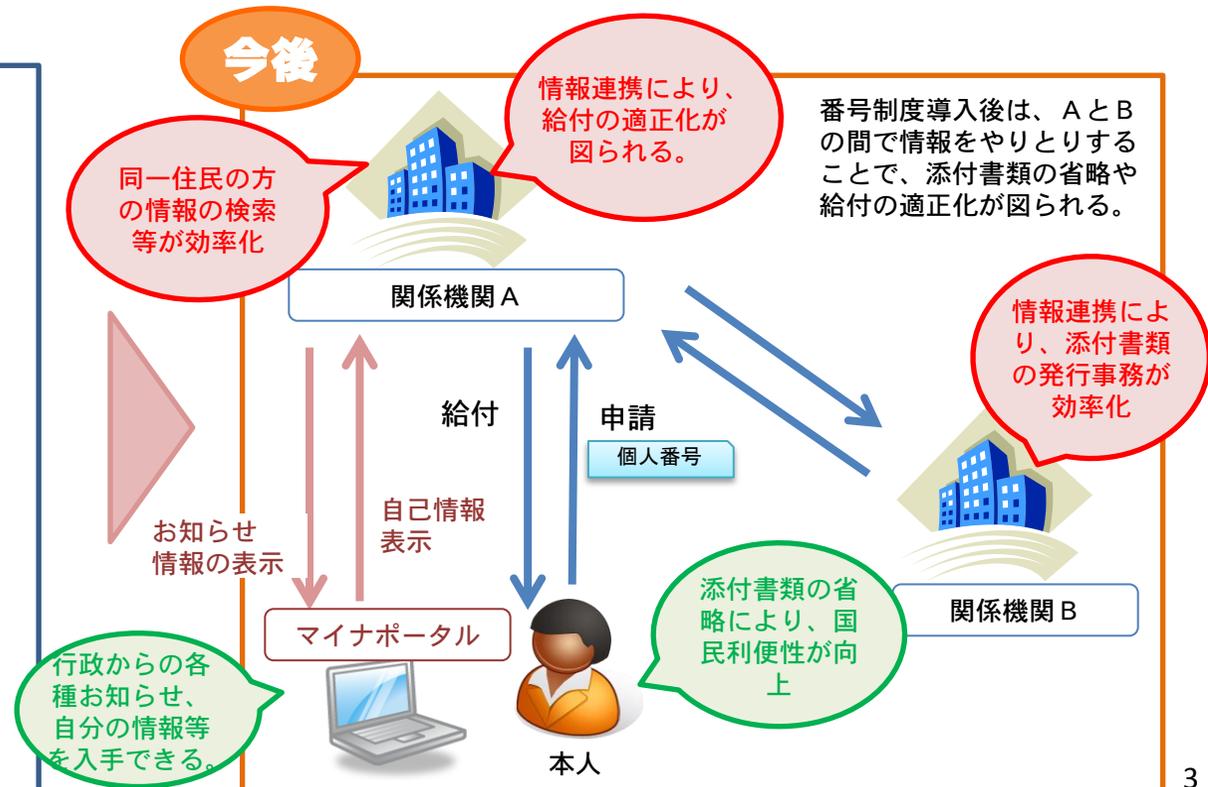
⇒ 特別児童扶養手当の支給申請の際に、障害を支給事由とする年金給付との併給調整をより確実に行うことが可能となる。

④ マイナポータルを活用したお知らせ情報の表示 【29年7月以降～】

現状



今後



国民健康保険分野における番号利用・情報連携の手続例

例) 国民健康保険の資格取得の届出、受理

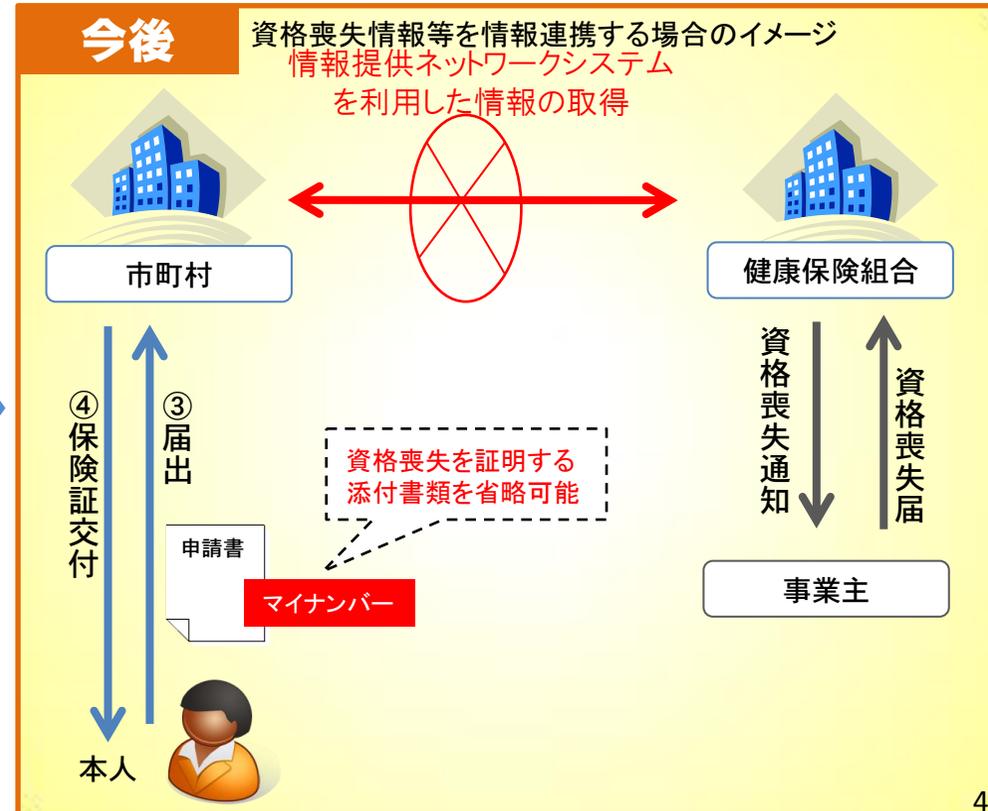
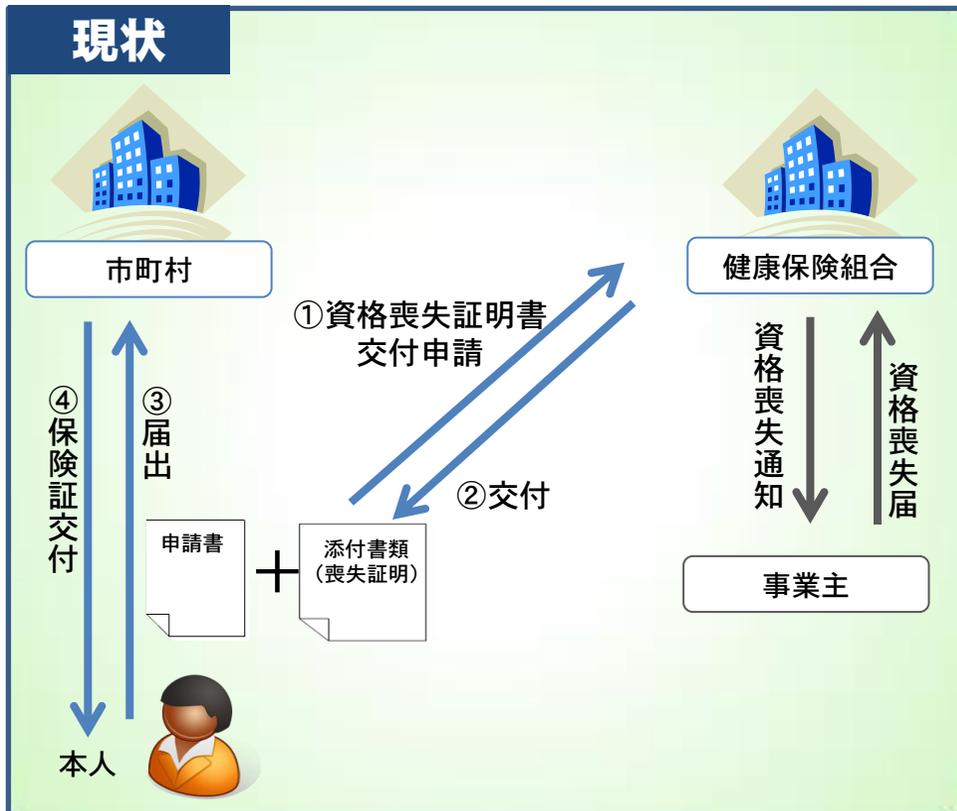
※想定されるパターンのいくつかを例示したものの、本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

1. 番号利用の概要

国民健康保険の資格取得届にマイナンバーの記載欄を追加し、届出を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

2. 情報連携の概要

資格取得届の審査の際に、上記により取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、前医療保険者から資格喪失に関する情報を取得する。



地方公共団体における総合運用テストのスケジュールについて

- 平成29年7月の情報連携開始に向け、以下のスケジュールで総合運用テストを実施する。
 - ・ 地方公共団体－地方公共団体間：平成28年11月～平成29年4月（クール1～3の区分で実施）
 - ・ 地方公共団体－ハローワーク間：平成29年4月から5月
 - ・ 地方公共団体－医療保険者等間：平成29年4月から6月
 - ・ 医療保険者等－医療保険者等間：平成29年4月から6月

総合運用テストのスケジュール

タスク		平成28年度											平成29年度			
		5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
スケジュール マスター	符号	符号生成運用テスト							本番運用							
	情報連携	テスト準備		総合運用テスト											本番運用	
	イベント			▲データ標準 改版		▲マスター リリース1		▲マスター リリース2						▲マスター リリース3		▲マスター リリース4
テスト予定 各機関の	地方公共団体－ 地方公共団体間			情報提供 テスト		クール0		クール1		クール2		クール3				
	地方公共団体－ ハローワーク間												ハローワーク とのテスト			
	地方公共団体－ 医療保険者等間												医療保険者等 とのテスト			
	医療保険者等－ 医療保険者等間												医療保険者等 間でのテスト			

本番移行

平成29年度業務システム改修に係る国庫補助等について

1 補助対象団体

都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)

※ 介護保険等の一部事務組合又は広域連合(以下「一部事務組合等」という。)も対象。

2 補助対象システムと対象経費等

(1) 補助対象システム

- ① 都道府県…生活保護、障害者福祉、児童福祉、健康管理のシステム
- ② 市町村…生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分)、介護保険、健康管理、国民年金のシステム

(2) 平成29年度における国庫補助

社会保障・税番号制度導入に必要な業務システムの改修(番号対応部分)に伴う総合運用テストに係る経費。

(注) 平成28年度に交付申請を行っていない自治体(28年度に交付申請を行っていても申請額が基準額を下回る自治体も含む。)のみ申請が可能。

なお、後期高齢者医療システム及び国民年金システムは、他の行政機関等との情報連携を行わないことから補助対象から除外するが、他の補助対象システムに係る総合運用テストにおいて不具合等が生じ、当該不具合等が後期高齢者医療システム及び国民年金システムにも波及する場合には、後期高齢者医療システム及び国民年金システムにおいても改修が必要となることが想定されるため、そのような場合には適宜相談されたい。

【参考】各年度事業における対象経費(想定)

事業	対象経費
26年度事業	システム設計、プログラム開発・単体テスト
27年度事業	プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト
28年度事業	総合運用テスト

平成28・29年度システム整備費補助金の交付スケジュール

	平成28年度補助金	平成29年度（28年度からの繰越事業）補助金
第1四半期	5/9 交付要綱・実施要綱発出 5/9 当初申請に係る基準額内示 6/10 当初交付申請(原本)提出期限	4月上旬 交付要綱・実施要綱発出 4月中旬 当初申請に係る基準額内示 5月下旬 当初交付申請(原本)提出期限
第2四半期	8/12 実施要綱一部改正発出及び変更申請に係る基準額内示 9/9 変更申請に係る交付申請(原本)提出期限 9/30 当初交付決定通知	8月 当初交付決定通知
第3四半期		
第4四半期	1月 変更申請に係る交付決定通知 1月 実績報告提出依頼 3月下旬 実績報告提出期限	
出納整理期	<p>【全ての契約が年度内に完了した場合】</p> 4月中旬 確定通知送付 4月下旬 交付額確定・精算	
	<p>【全ての契約が年度内に完了しなかった場合】</p> 繰越額確定計算書依頼 (電子媒体：4月上旬〆、原本：4月中旬〆) 地方繰越(翌債)申請及び事業完了予定期日変更報告提出 (電子媒体：2月中旬〆、原本：3月下旬〆) 4月下旬 年度終了報告提出 (電子媒体：3月上旬〆、原本：4月下旬〆)	

見積書を確認する際のチェックポイント（例）

○ 番号制度導入に伴う業務システム改修経費の見積書を確認する際には、以下の事項にも留意して十分な精査を行うようお願いする。

1 「システム改修費一式」ではなく、詳細な内訳を提出させる

作業工程（設計、開発、テストなど）毎に、作業項目、作業者（SE、プログラマなど）と工数（人月、人日など）がわかる内訳を提出させ、特に以下の点に注意して内訳を確認する。

- ① 不要な作業項目が記載されていないか。
- ② 作業項目毎の作業者と単価が適正か、また、妥当な工数となっているか。

2 見積根拠資料の確認（デジタルPMOの活用）

ベンダーにどの情報に基づき見積もったのか確認する。（見積にはデジタルPMO掲載情報に基づいた積算が不可欠であり、確認不足による過大なリスクを計上していないか確認する必要がある。）

3 庁内情報システム部門と連携した体制を整備する

社会保障部門の担当者のみならず、作業者や工数、単価の妥当性を判断できる情報システム部門の担当者も含めた体制を整備し、共同で見積を精査する。

4 庁内の先行システムや他の自治体における類似事例との比較

- ・ 庁内で既に番号制度のシステム改修に着手しているシステムや、必要に応じて人口規模・システム類型が同じ他の自治体システムの見積と比較し、それら見積との違いをベンダーに説明させる。
- ・ 複数者から見積を取得し、それぞれ比較した上で真に必要な作業項目、単価、工数を見極める。

各種テスト実施に係る仕様書作成に当たっての留意事項（例）

○ 地方公共団体においては、庁内情報システム部門と連携し、業者にテスト計画書、テスト結果報告書等の成果物を求めることなどを記載した仕様書を作成し、成果物を確認した上で必要な対応を行うようお願いする。

- 1 情報システムの調達に係る完了の確認に当たっては、設計書、テスト計画書、テスト結果報告書等の成果物に基づき、当該システムが要件定義書等において求める要件及び品質を満たしているかを適切に確認する必要がある。そして、そのためには仕様書に確認のために必要となる成果物を適切に記載して、確実に納品させることが必要である。
- 2 テスト計画書は、開発等を行ったプログラムが設計どおりに動作することを確認するための計画を記載したもので、単体テスト、総合テスト等の実施に当たり、業者に対してテスト計画書の提出を求めて、テスト内容の充分性、テストデータの適切性等を確認して、必要に応じて課題等の指摘又は指導を行う。
- 3 テスト結果報告書は、テスト計画書に基づき実施したテストに関して、実施状況の確認を行うもので、実施結果に不足、誤りなどが発生している場合は、必要に応じて、業者に対して課題等の指摘又は指導を行う。

(参考) 社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール

